

# 建設工事請負契約書

- 1 工事名 広島高速5号線料金所等新築その他工事
- 2 工事場所 広島市東区二葉の里二丁目外
- 3 工期 契約締結の日から令和9年4月20日まで
- 4 請負代金額 金 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円 )
- 5 契約保証金 ( 契約金額の10分の1以上 )
- 6 広島高速道路公社会計規程第30条ただし書き 適用なし
- 7 建設発生土の搬出先等 仕様書に定めるとおり
- 8 解体工事に要する費用等 該当あり
- 9 適用除外条項 第38条の2、第38条の3及び第38条の4
- 10 特約条項 前金払は第34条を適用し、請負代金額の10分の4以内とする。  
部分払は第37条を適用する。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の広島高速道路公社 建設工事請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の当該建設工事共同企業体協定書により、契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 広島市東区温品一丁目8番23号  
広島高速道路公社  
理事長 友道 康仁

受注者

(注) 受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者の住所及び氏名を記入する。